

「第2次越前市男女共同参画プラン（改定版）（案）」に関する
パブリック・コメント結果

案件名	第2次越前市男女共同参画プラン（改定版）（案）について						
実施期間	令和3年12月15日（水）～令和4年1月6日（木）まで						
趣旨	平成29年3月に策定した「第2次越前市男女共同参画プラン」の計画期間が中間年度を迎えたことから、策定以後の社会情勢の変化等を踏まえつつ、今後5年間を見据えた新たな課題に対応していくため、計画の一部改定を行います。						
意見提出者数 （件数）	2人（27件）						
	～40代	50代	60代	70代	80代～	未記入	合計
						2(27)	2(27)
意見に対する回答	以下のとおり						

No	年齢・年代	該当する箇所	意見の要旨（原文）	越前市の回答
1	未記入	p.26 2. 越前市の特性と課題 (2) 課題	<p>前回の実施調査からの意識変化として下記の記述があります。</p> <p>今回新たに調査を行った、多様な性に関する意識調査では、「LGBT」または「性的少数者という言葉の意味は全ての年代で一定の認知を得られていました。また、LGBTなどの性的少数者の方々にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと思うかとの質問については、年代が若いほど「思う」「どちらかといえば思う」と回答した割合が高く、「どちらかといえば思わない」「思わない」と回答した割合は非常に低くなっており、多くの人々が、現在の社会はLGBT等の方々にとって「生活しづらい社会である」と考えているといえます。</p>	<p>LGBTなどの性的少数者の方々に関する施策は、プラン（案）30頁「4. 基本目標と課題別施策 基本目標Ⅰ 男女平等と人権の尊重」の「課題1 男女平等意識の確立と多様な生き方を可能にする教育の推進」において、「性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれているLGBTなどの性的少数者の人権が尊重されるよう、性的指向及び性自認の多様性を尊重する意識醸成のための啓発を行います。」と記載しています。</p> <p>また、36頁「計画の体系」においても、同じく基本目標Ⅰ 課題1の施策の概要に、「多様な性的指向・性自認への理解促進」</p>

			<p>この上記のような記述があるにもかかわらず、改定の中にLGBTへの施策が見当たりません。</p> <p>社会の意識変化を踏まえてLGBTなど性的少数者、多様な性の方々が生きやすい地域を目指し</p> <p>■基本目標 I 人権の箇所に理解を推進のために学習啓発の記述を求めます。</p> <p>*パートナーシップ制度導入の自治体も増えています。 先行事例の調査研究も求めたいと思います。</p>	<p>を記載しています。</p> <p>パートナーシップ制度については、今後先進事例を参考にしながら、調査研究等を行ってまいります。</p>
2		p.33 課題 2 子育て支援の充実	*IV 子育て支援の充実の箇所にヤングケアラー支援の特記を	近年の大きな社会問題として、ヤングケアラーについての記述を追加します。
3		p.33 課題 3 家庭生活における積極的な社会活動への参画の促進	*同じくIV 地域での男女共同参画推進講座開催のためのプログラムの作成を 出前講座を実施しているが、地域での理解推進のために系統だった（そもそも論からの）講座開催のためのプログラムの作成を求めます。	出前講座開催に係るプログラム作成については、男女共同参画の拠点施設である市男女共同参画センターと連携しながら、内容等について検討してまいります。

4	団体	全体	<p>「女性を輝かせる」ための計画でなく、「性別を問わず一人一人が輝ける」ための計画であってほしい。</p> <p>男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されますが、この根源となるのは“gender equality (ジェンダー平等)”です。</p> <p>ジェンダーに関わらず誰もが差別を受けることなく平等に暮らせることが、男女共同参画社会の根底にある基本的な理念と考えます。そのためには、男女間の平等だけでなく、LGBT 等も含めたジェンダー平等も大切だと考えます。また、性別・性自認・性的指向・高齢であること、障害をもっていること、人種、宗教、さまざまなバックグラウンドをもつ“少数派”の人権を市民一人一人が尊重し、認めあえる社会になってほしいと思います。この計画が全体を通して、「越前市総合戦略 女性が輝くモノづくりのまち」の実現を目指すあまり、女性が結婚・出産・子育てをしやすいことが第一であるように感じます。もちろんそれらを望む女性がそれらをしやすい社会であることは重要ですが、それらを望まない人に対して強要となってしまうのか心配です。「女性のため」ではなく、“少数派”を含む「一人一人のため」の計画であってほしいと思います。</p>	<p>本プラン（案）では、基本目標Ⅰの男女平等と人権の尊重において、「個人の尊厳のもと、一人ひとりが個人として尊重され、あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、自由に能力を発揮できる社会を目指します。」と謳っており、全ての人々が個人として尊重され、相互に共存し得る社会の実現を目指しています。</p>
---	----	----	--	---

様式第2号

5		全体	<p>「男女の」「男女が共に」という表記を「性別を問わず一人一人が」「市民一人一人が」「誰もが」といった表記にしてほしい。</p> <p>前述の通り、「ジェンダーに関わらず誰もが」を基本的な考え方としてほしいと考えます。</p> <p>たとえば、鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画</p> <p>(https://www.pref.tottori.lg.jp/Secure/1230654/daremogakeikaku.pdf) では、「誰もが」や「県民一人ひとりが」といった表現が使われています。</p>	<p>本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定しますので、「男女の」「男女が共に」と表記しています。</p>
6		全体	<p>多様性を尊重する、一つの生き方を強要しない計画にしてほしい。</p> <p>「越前市総合戦略 女性が輝くモノづくりのまち」は、男女比のアンバランスが非婚化の一因となっているという分析により、女性の移住・定住を目指すものと認識しておりますが、この総合戦略が結婚・出産を選ばない市民に対して強制力とならないよう願っています。そのため、男女共同参画プランはこの総合戦略と整合性を図るのではなく、均衡を図ってほしいと考えます。具体的には、この総合戦略の着実な推進を図るのではなく、ひとりで生きる人、婚姻関係のないパートナーと暮らす人、ひとり親世帯、同性カップルで暮らす人など、多様な生き方を尊重するものであってほしいと考えます。</p>	<p>本プラン（案）では、基本目標Ⅰに「個人の尊厳のもと、一人ひとりが個人として尊重され、あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、自由に能力を発揮できる社会を目指します。」と謳っており、全ての人々が個人として尊重され、相互に共存し得る社会の実現を目指しています。</p>

様式第2号

7		全体	<p>私たちの暮らす越前市が、いかなる属性・特性をもつ人も排除されることなく、それぞれの生き方を選択し、自分らしく暮らせるまちであること、そしてこのプランが、市民ひとりひとりのためのプランでありますよう、切に願います。</p>	<p>本プラン（案）では、全ての人が個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、相互に共存し得る社会の実現を目指しています。</p>
8		p.27 基本的な方針	<p>「男女の活動や生き方が…」を「一人ひとりの活動や生き方が…」に変更してください。</p> <p>「男女が互いに優れた個性を認め合い、」を「一人ひとりの個性を認め合い、」に変更してください。</p> <p>男女と表記してしまうことで、この表現から漏れてしまう人がいます。性別にかかわらず、一人ひとりを尊重できるような表現にしてほしいと思います。</p>	<p>本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定しますので、「男女」と表記しています。</p>
9		p.29 4 基本目標 と課題別施策	<p>基本目標の追加をお願いします。</p> <p>LGBTなどの性的マイノリティの問題は、生まれたときから、亡くなるまでどの場面においても発生してきます。教育、就労、パートナーとの暮らし、子育て、老後など、さまざまな問題があります。自殺念慮も高い傾向にあり、命にかかわる問題ですので、性的マイノリティをめぐる問題を基本目標の1つとして設定して頂きますようお願いいたします。</p>	<p>本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、男女共同参画の視点から基本目標を設定しています。</p> <p>なお、性的マイノリティの問題につきましては、これまでも様々な啓発活動を行っておりますが、市民の正しい理解が得られるよう、今後も引き続き取り組みを進めてまいります。</p>

様式第2号

10		<p>p.30 基本目標 I 男女平等と人権の尊重</p>	<p>「あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、」の表記中の、「あらゆる差別」具体的な差別について明記してください。例：性自認、性的指向、人種、信条、性別、国籍、障害の有無など。具体的に表記することで、市民の皆さんが改めて認識することができると思います。</p>	<p>本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法に基づき策定するもので、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための行動計画として、課題等で具体的な差別の解消に向けた施策を記載しています。</p>
11		<p>p.30 基本目標 I 課題 2 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶</p>	<p>DV については、同性カップルにおいても起こる問題ですので、同性間の DV についても表記してください。また、暴力の未然防止と根絶だけでなく、被害を受けた場合にすぐ相談できるよう、相談体制の充実も行ってください。</p>	<p>「同性パートナーからの DV」の記述を追加します。 今後とも、庁内各課が連携し、相談体制の充実に努めてまいります。</p>
12		<p>p.30 基本目標 I 課題 3 女性特有の健康と権利の尊重</p>	<p>タイトルを「性と生殖に関する権利と健康」に変更してください。 「すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利を尊重します」という内容を追加してください。 これはリプロダクティブヘルス/ライツに関わるもので、生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であるために、権利の尊重と健康の維持のための対策を推進するという考えをもっていただきたいと思います。人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、</p>	<p>タイトル「女性特有の健康と権利の尊重」について、男女の身体には生まれてから死ぬまで差異がありますので、生涯を通じた女性特有の健康保持増進対策の推進を継続いたします。また、この差異はリプロダクティブヘルス/ライツに関わるものでありますので、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、ライフステージごとの課題に応じた支援の実施についても記載しています。 ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 「性と生殖に関する健康と権利」と訳している。女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること</p>

様式第2号

			子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由をもてることが重要であると考えます。	と、妊娠・出産・中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視し、女性の自己決定権を認めようということを意味する。
13		p.30 基本目標 I	基本目標 I のなかの課題の一つとして、「相談体制の充実」を新たに入れてください。特に、LGBTの方は、相談したくてもどこに相談すればよいか分からない、誰が話を理解してくれるかわからないなどという理由で必要な支援につながらないことがあります。性別や性的指向、性自認、性別違和等を理由として社会的に困難な思いをしている人々からの相談を含め、相談に対応してください。多様な性について知識のある相談員の設置をお願いします。また、越前市内の相談機関との連携だけでなく、県や国の相談機関との連携の強化もしてください。	LGBTなど、多様な性に関する施策や相談窓口については、市のホームページや広報紙で周知啓発を図っております。今後とも関係機関と連携しながら、周知啓発に努めてまいります。
14		p.31 基本目標 II 社会における制度・慣行についての配慮	「男女の活動や生き方が～」を「一人ひとりの生き方が」に変更してください。	本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しています。
15		p.29 4 基本目標 と課題別施策 p.31 基本目標 II 社会における制度・慣行についての配慮	基本目標 II 「社会における制度・慣行についての配慮」を「社会における制度・慣行の見直し」や「～の是正」といった表現に変更してください。 「配慮」というと特定の人へ特別な制度や待遇を用意するような印象を受けますが、ここでは、ジェンダーによる不平等や固定的な性別役割分	「社会における制度・慣行の見直し」に変更します。

様式第2号

			<p>担が問題とされており、「見直し」や「是正」のほうが、よりふさわしい言葉であると思います。</p> <p>基本目標 II について説明する p.31 においても、「配慮」という言葉は一度も使われておらず、課題や文章と、目標の文言がずれているような印象を受けます。</p>	
16		<p>p.31 基本目標 II 課題 1 地域における制度・慣行の見直し</p>	<p>「男女が共に固定的役割意識にとらわれず」を「性別による固定的役割意識にとらわれず」に変更してください。</p>	<p>本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しています。</p>
17		<p>p.31 基本目標 II 課題 2 雇用等における均等な機会と待遇の確保</p>	<p>「女性の就労と家事・育児・介護、地域活動や社会活動との両立（中略）「女性が輝くモノづくりのまち」を目指します」について、冒頭で「女性の」と明記してしまうことで家事や育児が女性のものであるというように感じてしまうので、「女性の」という表現を削除してください。調査結果にあるように、「フルタイム勤務の人が家庭状況等により短時間勤務などの柔軟な働き方を選択できること」「パートナーや家族による家事、育児、介護の分担」が望まれており、また、男性の就労についての視点が無いので、男性の育休取得率の向上などについても触れていただき、性別にかかわらずに均等な機会と待遇の確保を図ってください。</p>	<p>本プラン（案）の策定にあたり、市民意識調査を実施しましたが、本市では、就労面での女性の参画が進んでいる一方で、家事、育児、介護等に関しては、女性の役割だという意識が根強いという結果を課題としたものであります。</p> <p>男性の家事、育児、介護等への参画に係る啓発については、「基本目標IV 家庭と仕事の両立と地域活動等への積極的な参画」の中で、「男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を促し、男女が協力して自分らしく豊かな生活を送ることができる生活スタイルへの転換を支援します」と謳うとともに、本市の男性職員の育児休業取得率を新たに本プランの数値目標に掲げ、市が率先して男性の育児休業取得を推進してまいります。</p>

様式第2号

18		<p>p.32 基本目標Ⅲ 政策等の立案 及び決定への 共同参画</p>	<p>「男女がともに参画し、」を「一人ひとりが参画し、」に変更してください。</p>	<p>本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しております。</p>
19		<p>p.32 基本目標Ⅲ 課題1 政策・方針決定 過程への参画</p>	<p>附属機関等の委員については言及されていますが、市議会議員への参画についても言及してください。</p> <p>政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から重要であります。国、地方議会どちらも女性議員の割合は低いままで。</p> <p>内閣府「第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」 (https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/20210616/01.pdf) によると、衆議院議員や参議院議員、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を成果目標にあげています。越前市の計画において、市議会議員に言及することも妥当であると思います</p> <p>また、女性議員が増えることに加えて、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要です。</p> <p>(https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/20210616/01.pdf) 女性議員を増やすために、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正について(概要)」に記載のあるような、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会にお</p>	<p>「併せて、女性議員をはじめ、企業や行政の女性管理職の割合を増やしていくことも重要です。」の一文を追加します。</p> <p>なお、令和3年3月議会において越前市議会会議規則の一部を改正し、女性をはじめ多様な人材の議会への参画促進のため、育児、看護、介護など議会への欠席理由を明記し、併せて出産の産前産後期間に配慮した欠席期間の範囲を明文化するなど、議員活動と家庭生活両立のための環境整備を進めています。</p>

			ける妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など)を明記、セクハラ・マタハラ等への対応、などの対応をお願いします。	
20		p.32 基本目標Ⅲ 課題2 男女共同参画の視点からの防災	<p>「女性ならではの視点や配慮を活かせるよう」を、「性的マイノリティ、障害者、高齢者、外国籍の方の視点からの」または「男女共同参画の視点や性別によるニーズの違いを反映できるよう」といった表現に変更してください。</p> <p>理由は以下の2点です。</p> <p>①女性に加えて、性的マイノリティ、障害者、高齢者、外国籍の方など、さまざまなニーズをもつ方の視点を導入することが重要であると思います。特定の属性のメンバーのみによる議論では見落とされる事柄が生じる可能性があるため、多様な立場の方の参画が必要であると思います。</p> <p>②「女性ならではの」とは、「女性だからこう」という考えに基づいた発想であり、男女共同参画の考え方から外れています。「女性ならではの視点や配慮」という言葉によって、女性にケア役割など固定的な性別役割を期待される結果につながることを危惧します。</p>	「男女共同参画の視点や性別によるニーズの違いを反映できるよう」に表現を変更します。
21		p.32 基本目標Ⅲ 課題3 人材育成	「男女の平等な参画を」を「一人ひとりの平等な参画を」に変更してください。	本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しております。

2 2		<p>p.32 基本目標Ⅲ 課題 3 人材育成</p>	<p>「女性の意識の改革と資質の向上を図り、」を「一人ひとりの意識の改革と資質の向上を図り、」にしてください。女性のエンパワーメントとは、女性だけの意識や資質の問題ではなく、女性が活動を促進できるような制度が不可欠です。また性別にかかわらず育児や家事との両立できる必要があります。</p>	<p>女性のエンパワーメントは、女性が個人としても社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮することであることから、「女性の意識の改革と資質の向上を図り」と表現しています。</p>
2 3		<p>p.33 基本目標Ⅳ 課題 1 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し</p>	<p>「男女が共に継続して就業できるよう」を「一人ひとりが継続して就業できるよう」に変更してください。</p>	<p>本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しております。</p>
2 4		<p>p.33 基本目標Ⅳ 課題 2 子育て支援の充実</p>	<p>「女性の社会進出による共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化」について、「女性の社会進出による」が「ひとり親家庭の増加」にもかかっているように見えてしまうため、不適切であると思います。単に「共働き家庭やひとり親家庭の増加」と変更してください。</p> <p>また「男女がともに子育てと仕事を両立することができるよう」について、想定されているのが結婚している男女のみを対象としているように読め、ひとり親家庭や同性カップルが含まれていないように感じられます。「男女がともに」を削除し、単に「子育てと仕事と両立することができるよう」に変更してください。</p> <p>冒頭の「女性の社会進出による」を</p>	<p>「女性の社会進出による」を削除し、「共働き家庭やひとり親家庭の増加」に変更します。</p> <p>また、本プラン（案）は、男女共同参画社会基本法に基づき策定するものでありますので、「男女がともに」と記載しております。</p>

			<p>削除すれば、「男女が」がなくとも、女性だけに子育てと仕事の両立を求める文章にはならないと思います。</p> <p>もしくは、冒頭の「女性の社会進出による共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより」を、「共働き家庭やひとり親家庭や、同性カップルで子育てをする方など、家族の在り方の多様化などにより」といった表現に変更してください。</p>	
25	p.36 5 計画の内容 （1）計画の体系	<p>1 男女平等意識の確立と多様な生き方を可能にする教育の推進 2 家庭や地域における男女平等教育の推進</p> <p>「多様な性的指向・性自認への理解促進」の記載以外にも、p23のアンケート結果で一番多かった「児童・生徒などへの学校における教育の充実」についても、計画の体系の中に組み込んでください。</p>	<p>「多様な性に対する教育の充実」として、計画の体系の中に組み込みます。</p>	
26	p.38 （2）数値目標の設定	<p>数値目標の項目に、市議会議員への女性の参画という項目を加えてください。</p> <p>内閣府「第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」 (https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/shisaku/ss_shiryo_5.html)によると、国は、衆議院議員や参議院議員、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を成果目標にあげています。越前市の計画において、市議会議員に言及することも妥当であると思います。</p>	<p>市議会議員への女性参画については、クオータ制導入などに対する国の動向や、県の男女共同参画計画等を参考に、今後検討してまいります。</p>	

様式第2号

27		アンケート結果から	<p>「LGBTなどの性的少数者の方々の生活をしやすくしていくためには、どのような取り組みが必要だと思いますか？」の問いにおいて、約3割の方が「同性パートナーシップ制度の導入」が必要と回答しています。同性パートナーシップ制度の導入をお願いします。</p> <p>日本で制度が最初に導入された2015年から、6年経過しており、既に全国で140以上の自治体が制度を導入しています。導入した自治体が1つもないのは、全国47都道府県で12県のみで、福井県も含まれていません。北陸地方では、石川県では2021年に金沢市と白山市が導入し、富山県でも導入が検討されています。</p> <p>私たちの暮らす越前市が、いかなる属性・特性をもつ人も排除されることなく、それぞれの生き方を選択し、自分らしく暮らせるまちであることを願っています。そのためにも、ぜひ同性パートナーシップ制度が導入されることを願っています。</p>	<p>パートナーシップ制度については、今後先進事例を参考にしながら、調査研究等を行ってまいります。</p>
----	--	-----------	--	---